

協議・報告事項（1）三木市地域防災計画（本編）の修正について

番号	該当ページ	委員からの質問・意見	回 答
1	P2	修正項目5行目 県に対し一略一行政機関に対する応急 行政機関に対し一行政機関に はいかがでしょうか (「対し、」「対する」と1文に重複していて読みづらいため)	修正します。
2	P2	第1章第4節について意見です。 この節に書かれている文章は、男女共同参画や多様性への配慮の視点においては、現在では表現を変えるべき箇所がいくつか見られます。 4-1では「女性委員を登用」→性別の偏りがないように登用、 「女性等の細やかな視点及び感性」→性別によるものとせず、「多様な立場の人が関わることで細やかな視点及び多様な感性を反映させる」などとすべきである。 4-2では、「女性等や子育て家庭の参画を求め」→女性や子育て家庭なども含めた多様な立場の人の参画を求め、「男女が助け合っ て」→性別にかかわらず「皆で助け合っ」などとすべきだと思います。 また、避難所の運営についての「配慮」として「妊産婦や育児中の母親への配慮」だけが書かれているので、「妊産婦や育児中の親 子、障がいや持病などをもつ人などへの配慮」など、他の要配慮者も含めた表現にすべきです。また、「健康や衛生面の対策」につい ても追加すべきと思います。 4-4も4-1と同様に「必ず女性等が委員として参画できるようにする」→「性別の偏りなく多様な立場の人に参画してもらう」 上記以外にも訂正すべき表現があると思われるので、人権推進課や男女共同参画センターなどにも照会をかけて見直ししていただき たいと思います。	委員ご指摘のとおり現在は、女性のみならず多様な立場の人が関わり、助け合うことが求められていると思います。 しかしながら、4-1、4-4につきましては、女性の視点が災害対応に反映されていないことがあったことから、国の防災基本計画や兵庫 県地域防災計画において、女性が防災の意思決定の場へ参画することが明記されていることを踏まえ、本市地域防災計画にもあえて女 性という文言を残し、女性を含めた多様な立場の人が避難所運営に携わっていただきたいと考えています。 (男女共同参画部局にも相談済み。) 4-2につきましては、委員ご指摘のとおり「女性等や子育て家庭なども含めた多様な立場の人の参画を求め」、「互いに助け合っ」に 修正します。
3	P2	第2章第2節2-1、1. (2) について質問です。 「インターネット～(略)を整備し、報道機関、市民等からの多様な災害関連情報等の収集連絡体制を確立する」とありますが、例え ば市民からの情報提供などはどういう仕組みで収集することが想定されていますか？ また、「連絡体制を確立」するタイミングは発災後ですか？それとも平時から運用されている仕組みですか？	市民からの情報提供については、災害発生後、市民からの問い合わせに対応する専用電話の設置や各地区の防災拠点となっている市立 公民館及び三木南交流センターにおいて直接、情報提供いただければ、防災行政無線を配備していますので、公民館と市災害対策本部 が連絡を取れる体制を整備しています。 また、自主防災組織の連絡体制については、平時から市へ届出いただくようにしており、自主防災組織内での情報共有が図られて います。
4	P4	2-6 1.食料、生活必需品等の調達・供給 6)に「新物資システム(B-PL0)を活用し」とあります。災害発生時に備蓄物資や支援物資を迅速に避難所へ届けるための訓練を 行う予定はありますか。	今年度、新物資システム(B-PL0)を操作し、訓練を行っています。今後も毎年、年に1~2回程度新物資システム(B-PL0) を操作し、訓練を行う予定です。 実際に備蓄物資や支援物資を避難所へ届ける訓練は、必要に応じて検討していきたいと考えています。
5	P4	2-7 5.井戸水等の確保 ホームページを見ると、災害時協力井戸は4件とあるが、現在も4件のみでしょうか。小野市などと比べると少ないように思います。	現在(令和8年2月18日時点)は、5件になります。 災害時協力井戸に登録する際に、水質検査を実施するのですが、水質検査の条件に適合できず、災害時協力井戸として登録できない井 戸が多く見受けられます。なお、小野市においても同様に水質検査(検査項目も同じ)を実施しています。
6	P5	第2章第2節2-11、2. (4) 災害時の支援団体について、「被災者援護協力団体」「災害中間支援組織」との連携を図る、また平時からは「登録被災者援護協力団 体」との連携強化、との記述があるが、まだ今年度に制度が始まったばかりもあって「登録」済みの団体はまだそれほどないため、 「登録」の有無にかかわらず前述の2つの団体との連携があっよよいので、「登録」を取り、「被災者援護協力団体等」としてはいか がでしょうか。	現在、登録団体は少ないかもしれませんが、今後、増えていく可能性がありますので文言については変更しません。なお、登録団体が 少ないという現状がありますので、実運用上は「登録」の有無にかかわらず連携を図っていきたいと考えています。
7	P6	第3章第5節5-2 「避難所の管理」「避難者」の「避難所等の運営について、女性や子育て家庭の参画を推進する」については、第1章第4節への指摘 と同様に「女性や子育て家庭なども含めた多様な立場の人の参画を推進する」	「女性や子育て家庭なども含めた多様な立場の人の参画を推進する」に修正します。
8	P6	5-2 避難所の開設・運営 【避難所の開設】各公民館への配置要員・教育班のところに、食事提供のための学校給食施設や調理器具の確保に努めるとありま すが、学校への影響は大丈夫なんでしょうか。避難所で使用するため、学校での給食再開が遅れるようなことにならないかが心配です。 【避難所の管理】福祉班・市民班・教育班のところに、キッズスペースや学習スペースの確保に努めるとありますが、大学生のボラン ティアなど、だれか見てくれる大人を配置する予定はあるのでしょうか。	【避難所の開設】 内閣府及び文部科学省から、「災害発生時における避難所の運営の際、食事の質の確保に当たっては、学校給食施設等の活用も有効な 手段の一つとなる」ということを防災部局及び教育委員会部局に周知されています。つきましては、学校での給食再開が遅れること にならないよう教育委員会部局と平時から連携を図っていきたいと考えています。 【避難所の管理】 市では、決まったボランティアを配置する予定はありません。なお、避難所運営組織やボランティア組織から自主的に配置される場合 があることは想定しています。

協議・報告事項（2）三木市避難所開設・運営計画の修正について

番号	該当ページ	委員からの質問・意見	回 答
9	P2	(3)2) 自宅及びテント、自家用車内等(自宅及び自家用車内のみでは限られるのと、最近テントなどの避難者も多くなっています のでこの表記はどうでしょうか)	修正します。
10	P3	2、(2)、2) 質問です。 1つめの※「被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置付けることができる」とありますが、一般的な「自主避難所」 と呼ばれるものに該当するのではないかと思います。三木市ではこの避難所について示す名称はありますか？ また、避難所として位置付けてもらった、物資等はほかの避難所と同様に届くのでしょうか。 2つ目の※手話通訳や言語通訳に対応できる指定避難所をあらかじめ指定して計画的な支援を行う」とありますが、現在候補はありま すか？また、外国人への通訳については翻訳アプリ等のサービスやコミュニケーションボード等を使って、どの指定避難所でも対応で きるようにしようとしているのではないのでしょうか？ →p9、上から2行目についても同様です。	ここでいう自発的に避難している施設等とは、自治会の集会所等のことを指すと思われますが、市では決まった名称はありません。避 難所として利用されていることを把握した場合は、近くの拠点となる指定避難所と連絡を取って物資が届くように手配します。 現在、手話通訳や言語通訳に対応できる指定避難所の候補はありません。地域によって外国人が多いところは把握していますので、配 慮できるように努めます。また、通訳については各指定避難所に「コミュニケーション支援ボード」を設置していますので、それを使 用し対応する予定です。
11	P4	3、(2)、2) 「要援護者」→「要配慮者」だと思います。	修正します。

12	P5	4、(1)、2) 表中の「土砂災害危険区域」→「土砂災害警戒区域」 「浸水危険区域」→「浸水想定区域」に揃える必要があるのではないのでしょうか？	修正します。
13	P5	9行目他・表 配置職員の選定基準欄 徒歩(車)○時間以内(この欄の2段記載ですが、事情があつての記載とありますが、避難所の努めて近くに居住と基準とに相違がありすぎるような気がします。)	避難所の近くに居住している職員を努めて配置するようにはしていますが、必ずしも避難所から居住地が近い職員を配置できているとは限りません。そのため、複数の職員を配置し災害発生後、速やかに避難所を開設できるようにしています。
14	P6	4、(2)、4)、① 2行目、「避難行動要支援者スペース」→「要配慮者スペース」	修正します。
15	P6	22行目 4)① 避難行動要支援者→要配慮者 26行目 4)② 自主的な統制に基づく運営となるよう(統制という言葉に少し引っ掛かるので不要ではと)	①修正します。 ②「自主的な運営となるよう」に修正します。
16	P7	(4) 表中「避難行動要支援者」→「要配慮者」 ※避難所への避難後には「要配慮者」だと思います。	修正します。
17	P8	(6)最後から2行目、<その際、運営組織に複数名の女性委員(4割以上)を選定し、意思決定に参画させる>の文章は男性上位社会の目線からの文脈?です。また、特に以下の要配慮者への対応も女性が特に担うものではありません。これは削除して例えば以下のような文章はいかがでしょうか? (6)2)3行目 運営組織の設立においては、4割以上の女性委員の選定と、リーダーとなる会長及び副会長の選定が重要である。地域のリーダーである自主防災組織の代表者または自治会の区長等の選定について考慮する。 運営組織の編成においては、組織的な活動が行えるよう、数個の班及び係を設定する。特に女性等のプライバシー保護や妊産婦、高齢者、障がい者及び子どもたちなど、要配慮者への対応に即応する組織体制が大切である。	修正します。
18	P9	(7) 「避難行動要支援者」→「要配慮者」	修正します。
19	P9	2、3行目、(参考p10③、p20聴覚障がい者、p21外国人) あらかじめ通訳等を確保して配置する予定の指定避難所というのは確定しているのでしょうか。もし予定しているのであれば「ハザードマップ、避難所欄に載せることや交流協会や団体等に事前情報として知っていただくことができるのではないかと、そうするとわざわざ移動しなくても行ける、混乱しないと思います。	「あらかじめ通訳等を確保して配置する予定の指定避難所」については、現時点においてはありません。 聴覚障がい者や外国人に対しては、出前講座で各避難所に「コミュニケーション支援ボード」がある旨を周知しており、避難所での意思疎通が円滑に行えることを周知しています。
20	P10	4)この文章では内科系を中心としたチームがメンタルケアの専門家等の派遣を行うとありますが、そういうことですか?災害時のメンタルケアは非常に重要で、長期化した場合は特に、です。内科系疾患のケアと同等の重みがあると思うので、この流れでは迂遠な気がします。	メンタルケアの専門家等の派遣を行うのは加東健康福祉事務所(兵庫県災害派遣精神医療チーム「ひょうごDPAT」)になります。文章が分かりにくいので以下のとおり修正します。 「避難生活が長期化した場合、救護班編成は内科系を中心としたチーム編成に切り替える。また、加東健康福祉事務所と調整を行い、メンタルケアの専門家等の派遣を行う。」
21	P10	(7)、2) 「避難行動要支援者リスト」はあると思いますが、「要配慮者リスト」は事前に作成していないと思います。リストに関わらず対応されるべきことだと思います。	ここでいうリストとは、避難所に避難されてきた方で配慮が必要となる方のリストになります。(避難行動要支援者名簿のことではありません。)
22	P11	(8) 「ジェンダーアイデンティティ」が何度も出てくるとわかりづらく感じます。 はじめか最後に、「女性だけに限らず、男性(特に男児)も含めて、すべての人が安全に過ごせるよう配慮が必要である」といった表現を追加してはいかがでしょうか。 このあたりの表現は、人権推進課や男女共同参画センターに確認していただくほうがよいと思います。 7行目、「女性への暴力」→女性に限らない 9行目、「女性の参画」→「女性や子育て家庭なども含めた多様な立場の人の参画」 「女性の意見」→「多様な立場の人の様々な意見」	「また、ジェンダーアイデンティティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮する。」は「また、ジェンダーアイデンティティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等を踏まえ、すべての人が安全に過ごせるよう十分配慮する。」に修正します。 「女性への暴力」は「女性等への暴力」に修正します。 「女性の参画」は「女性や子育て家庭なども含めた多様な立場の人の参画」に修正します。 「女性の意見」は「女性を含めた多様な立場の人の様々な意見」に修正します。
23	P11	(8)、3) トイレについて、男女別以外に、性別に関係なく使えるユニバーサルトイレの設置についても考慮していただきたい。 ②の夜間のパトロールについては「仮設トイレ」に限らないので「仮設」は削除して「トイレ」だけでよいと思います。 また、次の行の「女性」は「皆」か「みんな」に訂正すべきです。 加えて、おむつを交換するスペース、特に高齢者などがベッドの上で交換できるように配慮したスペースも必要と思われる。	ユニバーサルトイレの設置について考慮します。 「仮設」は削除します。 「女性等」に修正します。 おむつ交換スペースや高齢者スペースは「三木市避難所運営マニュアル」に記載しています。
24	P11	3)の後に追加(?) 授乳室については触れられてはませんが、各避難所には更衣室とともにスペースが確保されているようなので、記述があってもよいのかもしれませんが。	授乳室や更衣室は「三木市避難所運営マニュアル」に記載しています。
25	P12	6) 相談窓口は女性だけでなく必要となります。性別特有の悩みもあるので、②では「担当者には同性を配置」という記述でもよいかと思います。 また、DVや虐待などに配慮し、通称や仮名使用を可として情報の扱いに特に注意する配慮についても、項目を追加していただければと思います。	「担当者には同性を配置」という文言に修正します。 DVや虐待などの配慮については、「三木市避難所運営マニュアル」に記載しています。
26	P12	(9) 外国人への配慮については、「多言語表示」や「コミュニケーションボード」の使用についても追加してよいと思います。 「予め外国人対応の避難所を指定しておく」について、今後も別に指定しておくのか、各避難所で対応できるようにしておくのかの方針によって記述が変わる可能性があります。どちらでしょうか?	「多言語表示」及び「コミュニケーション支援ボード」の使用について追記します。 現在、外国人対応の避難所について指定できていませんので、各避難所で対応できるよう「コミュニケーション支援ボード」を配置しています。

27	P12	(9) 外国人への配慮として、予め外国人対応の避難所を指定しておく、とありますが、いつどのように指定されるのですか。災害前から決めておくのでしょうか。災害後になるのでしょうか。	「26番」の回答でお答えしたとおりです。
28	P12	(10) アレルギーや、宗教的なニーズについても配慮が必要な旨を追記してはどうでしょうか。 また、栄養・食生活だけでなく、「健康相談」「福祉サービスにつなぐ」ことについても、同様の記述が必要ではないでしょうか。	今後、必要に応じて修正します。
29	P13	(11) ペットの設置場所について、屋内に設置できるような避難所は見つかりましたでしょうか？ または、受け入れ可能な民間施設などの候補はありますか？	現在、屋内に設置できるような避難所は見つかりません。 また、受け入れ可能な民間施設の候補も見つかりません。
30	P13	(11) ペット対策として、避難所にペットを連れてくるときはケージやキャリー（檻）が必須だと思うのですが、その件については記載はないのでしょうか。	追記します。
31	P13	(12) 「新型コロナウイルス感染症」→「新型コロナウイルス等の感染症」※目次も同様。	修正します。
32	P19	3 タイトル「避難行動要支援者」→「要配慮者」	修正します。
33	P19	3 避難行動要支援者→要配慮者 その他誤字修正について、別紙避難所開設・運営計画参考資料p19～p21に直接記入しています。ご覧ください	誤字等については修正します。
34	P19	持ち出し品とは本人持参品のことですか？本人持参がなければ避難所で特性に応じて準備しておくもののでしょうか？ 表記の仕方と内容について精査が必要と思います。	持ち出し品とは本人持参品のことです。避難所で準備できるものについては備蓄していますが、人によって形状が異なるもの（ストーマ用装具等）については、本人が自ら準備するものと考えています。
35	P19	精神障がい者にも、「水」は特別な意味がありますか？	記載誤りですので、削除します。
36	P19	聴覚障がい者に笛や警報ブザーやラジオなどは違うのでは。警報ランプとかライトとかが必要かと。コミュニケーションボードとかファックスはどうでしょうか	聴覚障がい者の中にも、耳が全く聞こえない人や補聴器等の補装具を使用すると聞こえるかたがいらっしゃいます。この表に警報ブザーや携帯ラジオが入っているのは、補聴器等の補装具を使用すると聞こえるかたがいらっしゃるの記載しています。

協議・報告事項（3）避難情報発令の判断・伝達マニュアルの修正について

番号	該当ページ	委員からの質問・意見	回答
37	—	防災気象情報の名称について、令和8年5月頃より新しく変わりますが、それを事前に反映（併記）しておかなくてよいのでしょうか？	気象庁から新しい防災気象情報について、情報提供されていますが、最終確定したものではありません。新しい防災気象情報の内容が確定すれば、内閣府防災が策定している「避難情報に関するガイドライン」も改定されますので、改定後のガイドラインを参考に運用開始の令和8年5月末までに早急にマニュアルの改正を行います。 なお、新しい防災気象情報については、広報みきや市ホームページで周知させていただく予定です。 また、毎年4月に開催している「自主防災組織活動説明会」において、各自主防災組織に新しい防災気象情報の内容を説明します。
38	—	今年5月には新たな防災気象情報が発表されることとなりますが、住民に大きくかわる変更で、目前にも迫っているので「予定」ということで反映させられたらと思いますが、いかがでしょうか	「37番」の回答でお答えしたとおりです。
39	P5	避難情報の伝達として、伝達先に「すぐーる」も活用できると便利だと思います。今までも呑吐ダムの放流などで「すぐーる」での配信があったように思います。中学生までの子どもがいる家庭ではほとんどの人が「すぐーる」をインストールしているのでしょうか。	「すぐーる」では、基本的には学級閉鎖の情報など学校生活に関する情報を配信します。過去に呑吐ダム放流の情報を配信したのは、各学校で判断をして配信したものであると市学校教育課へ確認しております。 避難情報などの緊急情報は、非常に緊急性が高いものになりますので、「ひょうご防災ネット（三木安全安心ネット）」で配信します。加えて、避難情報は緊急速報メール（エリアメール）でも配信します。 また、「すぐーる」の配信は、教育委員会の職員でなければ配信することができず、危機管理課職員では配信することができません。そのため、避難情報などの非常に緊急性の高い情報を配信するには、タイムラグが生じる可能性があります。以上のことから、「ひょうご防災ネット（三木安全安心ネット）」で配信の方が迅速かつ確実に配信できると考えています。